

第24期第13回
別海町農業委員会総会議事録

令和3年6月22日 開会

別海町農業委員会

第 2 4 期 第 1 3 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 3 年 6 月 2 2 日)

○開催日時 令和 3 年 6 月 2 2 日 (火)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 3 0 分

○開催場所 別海町役場 1 階 1 0 1 ・ 1 0 2 大会議室

○議事日程

- | | | |
|---------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について(農業経営基盤強化促進法) |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地法第 4 条の許可書の交付について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の取下げについて |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 5 条の許可書の交付について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 1 2 | 議案第 6 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 1 3 | 議案第 7 号 | 現況証明願いについて |

○出席委員（26名）

会	長	27番	小	野	榮	一
会長職務代理者		26番	信	夫	重	勝

1番	及	川	哲	夫	2番	山	崎		茂
3番	齊	藤	主	夫	4番	市	川	義	晴
5番	石	毛		剛	6番	藤	田	浩	義
7番	中	洞		薫	8番	加	藤	真	純
9番	畠	山	友	子	10番	大	内	敏	光
11番	芳	賀		均	12番	中	村	繁	男
13番	小	島		敏	14番	羽	石		一
15番	加	藤	和	広	17番	阿	部		浩
18番	藤	井		実	19番	木	幡		誠
20番	浦	山	宏	一	21番	山	田	良	雄
22番	押	田	賢	二	23番	林	花	武	雄
24番	伊	藤	一	吉	25番	竹		新	吉

○欠席委員（1名）

16番	内	藤	宏	幸
-----	---	---	---	---

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	内	山	宏
総務担当	主幹	棧	木	直人
農地調整担当	主査	山	下	真弘
農地調整担当	主任	志	渡	正勝
農地調整担当	主任	川	原	浩貴
農地調整担当	主事	佐	藤	大樹

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

23番	林	武	雄	24番	伊	藤	一	吉
-----	---	---	---	-----	---	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 小 野 榮 一 (印)

議席23番 林 武 雄 (印)

議席24番 伊 藤 一 吉 (印)

◎開会宣言

○事務局（内山事務局長）

定刻になりましたので小野会長より御挨拶をいただき、総会を始めさせていただきます。

○小野会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 6 件、議案 7 件ですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは、ただいまから第 13 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 26 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員は 16 番内藤委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。23 番林武雄委員、24 番伊藤一吉委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（小野会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第 1 号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で 3 件ございます。1 号から 3 号まで農地所有者から所有権の移転に関わるあっせん申出があり、周辺地域における農地の保有状況、利用状況、更には将来性等を踏まえ北海道農業公社の買入れが必要との判断から調整を行いました但双方の同意が得られず不成立となったものであります。今後の取扱いについては後の議案第 2 号で提案し御審議していただく予定です。それでは朗読させていただきます。

第 1 号、あっせん候補者、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 竹林 孝。あっせん対象地、 —

外 筆、計 m²。農地の所有者、 番地の 、 。あっせん委員、加藤真純委員外 5 名。あっせん結果、不成立。次号及び 3 号のあっせん候補者は同文ですので朗読を省略いたします。

第 2 号、あっせん対象地、 ー 外 筆、計 m²。農地の所有者、 番地の 、 。あっせん委員、加藤真純委員外 4 名。あっせん結果、不成立。

第 3 号、あっせん対象地、 ー 外 筆、計 m²。農地の所有者、 番地の 、 。あっせん委員、加藤真純委員外 4 名。あっせん結果、不成立。以上で報告第 1 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第 1 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、不成立案件ですので事務局説明とさせていただきます。それでは報告第 1 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第 1 号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第 1 号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第 2 報告第 2 号

○議長（小野会長）

日程第 2 報告第 2 号「農地法第 4 条の許可書の交付について」を議題に供します。事務局より、報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

報告第 2 号、農地法第 4 条の許可書の交付について。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第 3 条の規定により報告する。

本件につきましては、4 月 28 日開催の第 11 回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりですので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります令和 3 年 5 月 20 日としております。以上で報告第 2 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては知事許可案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（小野会長）

日程第3 報告第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下げについて」を議題に供します。事務局より、報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

報告第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下げについて。報告する。次の者から令和3年5月31日開催の別海町農業委員会第12回総会で議決された農地法第4条第1項の規定による許可申請について、取り下げ願の提出があったので報告する。

本件は、令和3年5月31日開催第12回総会において御審議いただいた案件ですが、許可申請の取下げ後に面積を変更して再度申請を行うものがあります。今後の取り扱いについては後の議案第4号で提案し御審議いただく予定です。それでは朗読させていただきます。

第1号、申請人、 番地の 、 。申請地、 番地 。現況地目、畑。面積 m²の内 。m²。所在地、 番地 。現況地目、畑。面積 m²の内 m²。取下げの理由、許可申請後に申請面積の変更が生じたため。以上で報告第3号の内容説明を終わります

○議長（小野会長）

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても取下げ案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（小野会長）

日程第4 報告第4号「農地法第5条の許可書の交付について」を議題に供します。事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（志渡主任）

報告第4号、農地法第5条の許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、4月28日開催の第11回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。

1号及び2号の[]の砂採取、3号の[]の火山灰採取の許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります5月20日としております。以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても知事許可案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 報告第5号

○議長（小野会長）

日程第5 報告第5号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

報告第5号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、6月11日に現地調査を行いました。報告内容について、第1号は、砂の計画高21, 327 m³に対して出来高2, 400 m³、土の計画高10, 000 m³に対して出来高0 m³です。第2号については、砂の計画高11, 006 m³に対して出来高9, 305 m³、土の計画高15, 450 m³に対して出来高0 m³です。そのほかの事項につきましては、申請時の計画どおりですので、朗読を省略させていただきます。以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第5号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。1号につきましては14番羽石委員、2号につきましては13番小島委員お願いいたします。それでは羽石委員お願いします。

○14番 羽石委員

説明いたします。1号ですが6月11日に小島委員、中村委員及び事務局職員と現地を調査してまいりました。現場はきちんと整地されて良好であり問題ないと見てまいりましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは2号を小島委員お願いいたします。

○13番 小島委員

はい、説明いたします。[REDACTED]さんですが、継続して採取していたところで完了していました。整地されていて特に問題ないと見てまいりました。よろしく申し上げます。

○議長（小野会長）

報告第5号の委員説明が終わりました。ここで報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 報告第6号

○議長（小野会長）

日程第6 報告第6号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

報告第6号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。

今月は6件の報告がありました。いずれも農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしておりました。法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。以上で報告第6号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。ここで報告第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第6号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第6号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第7 議案第1号

○議長（小野会長）

日程第7 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項の規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による可否の決定を求める。

本件は9件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 竹林孝。借人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。解約する土地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。利用権の種類、賃借権。契約期間、令和元年11月26日から令和6年9月30日。合意解約成立の日、令和3年6月3日。土地の引渡しの時期、令和3年6月4日。解約の理由、合意解約。次号から第9号までの利用権の種類、解約の理由については同文ですので朗読を省略します。

第2号、貸人、同上。借人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。解約する土地、[redacted]—[redacted]、計[redacted]m²。契約期間、平成29年2月1日から令和3年11月28日。合意解約成立の日、同上。土地の引渡しの時期、同上。

第3号、貸人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。借人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。解約する土地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。契約期間、令和3年3月2日から令和8年3月1日。合意解約成立の日、令和3年5月12日。土地の引渡しの時期、令和3年5月13日。

第4号、貸人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。借人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。解約する土地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。契約期間、平成28年6月1日から令和8年5月31日。合意解約成立の日、令和3年6月3日。土地の引渡しの時期、令和3年6月4日。次号から第9号までの合意解約成立の日、土地の引渡しの時期については同文ですので朗読を省略いたします。

第5号、貸人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。借人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。解約する土地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。契約期間、平成30年5月30日から令和10年5月29日。

第6号、貸人、同上。借人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。解約する土地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。契約期間、同上。

第7号、貸人、同上。借人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。解約する土地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。契約期間、同上。

第8号、貸人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。借人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。解約する土地、[redacted]—[redacted]、計[redacted]m²。契約期間、平成21年10月28日から令和11年10月27日。

第9号、貸人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。借人、[redacted]

番地、 。解約する土地、 ー 外 筆、計 m²。契約期間、平成31年2月1日から令和6年1月31日。以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは2号、3号及び5号につきまして議事参与制限の対象者がおります。始めに2号について 番 委員の案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（ 番 委員 一時退席）

それでは、議案第1号の2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第1号の2号を原案のとおり許可することに決定します。

（ 番 委員 着席）

○議長（小野会長）

続いて3号につきまして、 番 委員の案件ですので、一時退席を求めます。

（ 番 委員 一時退席）

ここで議案第1号の3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第1号の3号を原案のとおり許可することに決定します。

(番 委員 着席)

○議長（小野会長）

続いて5号につきまして、 番 委員の案件ですので一時退席を求めます。

(番 委員 一時退席)

議案第1号の5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第1号の5号を原案のとおり許可することに決定します。

(番 委員 着席)

○議長（小野会長）

それでは議案第1号の2号、3号及び5号を除いた案件につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第1号の2号、3号及び5号を除く案件につきましても原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第8 議案第2号

○議長（小野会長）

日程第8 議案第2号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第2号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について。次の者から農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づきあ

っせんを受けたい旨の申出があった農用地の所有権移転について、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、同法第16条第1項の規定により当会は別海町長に対し同条第2項の規定による通知をするよう要請する。

本案は3件ございます。先の報告第1号で不成立となった案件の農地所有者であっせんの申出があったものであります。それでは御説明させていただきます。1号から3号まで同様の内容となっておりますので一括で御説明いたします。1 あっせんの申出者及び農用地の所在等、あっせんの申出者とあっせんの対象地につきましては報告第1号において朗読しておりますので省略いたします。申出のあった日、令和3年6月8日。2 農地中間管理機構を含めた調整経過、あっせん会議を開催し利用調整を図りましたが、農用地の価格について農地所有者と農地中間管理機構の意向が一致せず調整は不調に終わったという内容でございます。3 当該農用地の利用集積に係る意見、優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるといった内容で要請いたします。以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても買入れ協議の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第2号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第9 議案第3号

○議長（小野会長）

日程第9 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可

の決定を求める。農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。

第1号、申請人の住所氏名、貸人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。借人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。許可を受けようとする土地の表示、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、合計[redacted]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。貸借期間は許可日から令和4年3月31日まで。賃料は[redacted]円、1ヘクタール当たり約[redacted]円です。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。借人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。許可を受けようとする土地の表示、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、合計[redacted]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、経営の主体である次男に全地使用貸借するため申請するものである。借人は父より全地使用貸借を受けるため申請するものである。貸借期間は許可日から30年間です。

第3号、申請人の住所氏名、貸人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。借人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。許可を受けようとする土地の表示、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、合計[redacted]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、経営の主体である[redacted]に全地使用貸借するため申請するものである。借人は父より全地使用貸借を受けるため申請するものである。貸借期間は前号と同様です。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。借人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。許可を受けようとする土地の表示、[redacted]外[redacted]筆、合計[redacted]m²。許可を受けようとする理由は前号と同じです。貸借期間は許可日から40年間です。

第5号、申請人の住所氏名、譲渡人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。譲受人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。許可を受けようとする土地の表示、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、合計[redacted]m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため売り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため買い受けるものである。売買金額は[redacted]円です。

第6号、申請人の住所氏名、貸人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。借人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。許可を受けようとする土地の表示、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、合計[redacted]m²。許可を受けようとする理由、貸人は農地所有適格法人に使用貸借するものである。借人は使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間は令和3年6月29日から30年間。

第7号、申請人の住所氏名、貸人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。借人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。

許可を受けようとする土地の表示、 — 外 筆、合計
 ㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、農地所有適格法人に
使用貸借するものである。借人は使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営
するものである。貸借期間は、令和３年７月２６日から３０年間です。

以上で、議案第３号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第３号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の
説明を求めます。１号につきましては１３番小島委員。２号から５号につ
きましては８番加藤真純委員。６号及び７号につきましては１４番羽石委員。
それでは１号につきまして、小島委員お願いいたします。

○１３番 小島委員

はい、 さんですが、６月１１日に中村委員、羽石委員、事務局と行
って見てまいりました。３月にお父さんを亡くされて、労働力がなくな
ったことから離れ地である土地を賃貸する人を探していましたが、この度
 さんで賃貸するとの話がありました。 さんからは１０k
m以上離れている飛び地で、 さんの隣接地であることから特に問題ない
と見てきました。今回、１年間使わせてもらって、その後、数年で買入れす
る可能性もあるという話もあります。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続いて２号から５号を加藤真純委員お願いします。

○８番 加藤真純委員

はい、それでは説明します。２号 さん、３号 さん、４号 さん
ですが、これまでも親子間で使用貸借をしていたのですが、今回期限の到来
のため更新で再設定する案件になります。５号につきましては、今まで
 さんと さんとの間で賃貸借をしていた土地ですが、今回売り渡すこ
とになった案件です。問題ないと思います。以上です。

○議長（小野会長）

続いて６号、７号を羽石委員お願いします

○１４番 羽石委員

ご説明いたします。６号ですが さんと の使用貸借で
更新時期が来たことにより３０年の更新となっています。７号についても
 さんと の使用貸借で更新時期が来ましたので、３０
年の更新となっています。よろしく申し上げます。

○議長（小野会長）

議案第３号につきまして委員の説明が終わりました。ここで議案第３号に
つきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、議案第３号につきまして採決に入りたいと思い

ます。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第3号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第10 議案第4号

○議長（小野会長）

日程第10 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。

本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではないと判断しております。それでは議案を朗読します。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、 一 外 筆、面積、
 ㎡の内 ㎡。目的、農業用施設建設。計画内容、牛舎外、計 ㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者、
番地の 、 。

第2号、許可を受けようとする土地の表示、 一 、面積、
 ㎡の内 ㎡。目的、農業用施設建設。計画内容、スタック置き場、 ㎡。転用基準、土地利用計画は前号と同じです。転用者、 番地の 、 。以上で、議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。それでは現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては、8番加藤真純委員。2号につきましては、11番芳賀委員。

それでは1号につきまして、加藤真純委員お願いします。

○8番 加藤真純委員

はい、説明いたします。先ほど報告第3号で申請の取下げがあった案件です。約8,000㎡弱くらいの面積の拡大になりましてロール置き場などが増えたということで、やむを得ないと見てまいりました。以上です。

○議長（小野会長）

続いて2号を芳賀委員お願いします。

○ 1 1 番 芳賀委員

はい、2号の案件ですが、幹線道路から施設に向かう私道の脇にある場所で放牧地として利用されていましたが、湿地で施設の横でもあり、スタック置き場として整備したいということで、利用形態からも問題ないと見てまいりました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

はい、議案第4号につきまして委員説明が終わりました。ここで議案第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第4号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第11 議案第5号

○議長（小野会長）

日程第11 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。

本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではないと判断しております。

第1号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、[]—[]外筆、[]m²の内[]m²。契約内容、使用貸借。目的、山砂採取。計画内容、山砂採取量3万5,039m³。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、[]番地の[]、[]。転用者氏名、[]番地、砂利採取販売業、[]。

第2号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、[]—[]、

■ m²の内 ■ m²。契約内容、使用貸借。目的、砂・土採取。計画内容、砂採取量 7, 6 6 2 m³、土採取量 8, 3 8 2 m³。転用基準、土地利用計画は前号と同文です。所有者氏名、■ 番地の ■、■。転用者氏名、■ 番地、砂利採取販売業、■。

第 3 号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、■ — ■ 外筆、■ m²の内 ■ m²。契約内容、使用貸借。目的、土採取。計画内容、土採取量 3 万 7, 5 8 2 m³。転用基準、土地利用計画は前号と同文です。所有者氏名、■ 番地の ■、■。転用者氏名、■ 番地、砂利採取販売業、■。以上で議案第 5 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第 5 号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。1 号につきましては 1 4 番羽石委員、2 号につきましては 1 3 番小島委員、3 号につきましては 1 2 番中村委員。それでは 1 号を羽石委員お願いします。

○1 4 番 羽石委員

はい、ご説明いたします。1 号ですが 6 月 1 1 日に小島委員、中村委員と現地を調査してまいりました。現場は畑の入口から奥に向かって中央で奥側から砂を掘り出すので、奥は小高くなっており平らになるのではないかと見てまいりました。特に問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして 2 号を小島委員お願いします。

○1 3 番 小島委員

説明いたします。■さんの土地ですが今まで採ってきた場所の続きを採取するという事で特に問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして 3 号を中村委員お願いします。

○1 2 番 中村委員

説明いたします。土採取による一時転用です。■さんの農用地で前回の続きで、きれいに整地されているのを見て適当であると判断してきましたので、よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

議案第 5 号の委員説明が終わりました。ここで議案第 5 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第5号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第12 議案第6号

○議長（小野会長）

日程第12 議案第6号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第6号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第5の1の（6）による計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により決定を求める。

本件は全部で19件ございます。内訳は、所有権の移転が4件、利用権の設定が15件でございます。それでは所有権の移転から朗読させていただきます。

1 所有権の移転、第1号、所有権の移転を受ける者、
番地の、。所有権の移転をする土地、－外筆、計 m^2 。所有権の移転をする者、番地の、。利用目的、牧草畑及び採草放牧地として利用。所有権の移転時期、令和3年6月23日。対価、円。対価の支払い方法、指定口座に振り込み。対価の支払い期限、令和3年11月30日。引渡しの日、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。調整委員、藤田委員、藤井委員。

次号から4号までの所有権の移転時期、対価の支払い方法、対価の支払い期限、引渡しの日、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略します。

第2号、所有権の移転を受ける者、番地、。所有権の移転をする土地、－外筆、計 m^2 。所有権の移転をする者、番地の、。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。対価、円。調整委員、大内委員、及川委員。

第3号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所有権の移転をする土地、－外筆、計 m^2 。所有権の移転をする者、番地、。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑及び採草放牧地として利用。対価、円。調整委員、羽石委員、浦山委員。

第4号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所有権の移転をする土地、－外筆、計 m^2 。所有権の移転をする者、番地の、。所有

権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。対価、 円。
調整委員、浦山委員、羽石委員。

続いて利用権の設定です。第1号、利用権の設定を受ける者、
 番地の 、 。利用権を
設定する土地、 — 外 筆、計 m²。利用権の設定
をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 竹林孝。設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、
牧草畑として利用。始期、令和3年6月23日。終期、令和6年9月30日。
借賃、年間 円。借賃の支払いの方法、毎年12月10日までに
指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。次号から
第15号までの利用権の種類、当事者間の法律関係、次号から第8号までの
始期は同文ですので朗読を省略します。

第2号、利用権の設定を受ける者、 番地の 、
 。利用権を設定する土地、 —
 、計 m²。利用権の設定をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1
番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 竹林孝。設定する利用権、
内容、同上。終期、令和3年11月28日。借賃、年間 円。借賃の
支払い方法、12月10日までに指定口座に振り込むものとする。

第3号、利用権の設定を受ける者、 番地の 、
 。利用権を設定する土地、 — 外 筆、計 m²。
利用権の設定をする者、 番地の 、 。設定する利
用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。終期、令和5年6月22日。
借賃、年間 円。借賃の支払いの方法、毎年11月30日までに
指定口座に振り込むものとする。調整委員、押田委員、山田委員。次号から
第6号までの利用権の設定をする者、調整委員は同文ですので朗読を省略
します。

第4号、利用権の設定を受ける者、 番地の 、 。
利用権を設定する土地、 — 外 筆、計 m²。内
容、牧草畑として利用。終期、令和3年12月31日。借賃、年間
 円。借賃の支払いの方法、11月30日までに指定口座に振り込むも
のとする。

第5号、利用権の設定を受ける者、 番地の 、 。
利用権を設定する土地、 — 外 筆、計 m²。設
定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。終期、令和5年6
月22日。借賃、年間 円。借賃の支払いの方法、毎年、1
1月30日までに指定口座に振り込むものとする。

第6号、利用権の設定を受ける者、 番地の 、
 。利用権を設定する土地、
 — 外 筆、計 m²。設定する利用権、内容、
同上。終期、同上。借賃、年間 円。借賃の支払いの方法、

同上。

第7号、利用権の設定を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。利用権を設定する土地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。利用権の設定をする者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。終期、令和8年3月1日。借賃、年間[redacted]円。借賃の支払いの方法、毎年12月10日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、山田委員、林委員。

第8号、利用権の設定を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。利用権を設定する土地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、内容、同上。終期、同上。借賃、年間[redacted]円。借賃の支払いの方法、同上。調整委員、同上。

第9号、利用権の設定を受ける者、[redacted]番地[redacted]、[redacted]。利用権を設定する土地、[redacted]—[redacted]、計[redacted]m²。利用権の設定をする者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。設定する利用権、内容、試験ほ場として利用。始期、令和3年7月1日。終期、令和8年6月30日。借賃、年間[redacted]円。借賃の支払いの方法、毎年3月31日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、藤井委員、藤田委員。

第10号、利用権の設定を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。利用権を設定する土地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。利用権の設定をする者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。始期、令和3年6月23日。終期、令和8年5月31日。借賃、年間[redacted]円。借賃の支払いの方法、毎年11月30日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、加藤真純委員、内藤委員。

第11号、利用権の設定を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。利用権を設定する土地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。利用権の設定をする者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。設定する利用権、内容、同上。始期、令和3年7月1日。終期、令和8年6月30日。借賃、年間[redacted]円。借賃の支払いの方法、毎年10月31日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、芳賀委員、伊藤委員。

第12号、利用権の設定を受ける者、[redacted]番地[redacted]、[redacted]。利用権を設定する土地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。利用権の設定をする者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和3年6月23日。終期、令和13年6月22日。借賃、年間[redacted]円。借賃の支払いの方法、毎年11月30日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、大内委員、及川委員。次号から15

号までの利用権の設定をする者、設定する利用権の始期、終期、借賃の支払いの方法及び調整委員は同文ですので朗読を省略します。

第13号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]—[]外[]筆、計[] m^2 。内容、同上。借賃、年間[]円。

第14号、利用権の設定を受ける者、[]番地[]、[]。利用権を設定する土地、[]—[]外[]筆、計[] m^2 。設定する利用権、内容、同上。借賃、1年目は[]円。2年目以降から年間[]円。

第15号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]—[]外[]筆、計[] m^2 。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。借賃、年間[]円。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。ここで調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。所有権の移転の1号につきましては、6番藤田委員。2号につきましては、10番大内委員。3号につきましては、14番羽石委員。4号につきましては、20番浦山委員。利用権の設定の1号、2号につきましては、事務局説明。3号から6号につきましては、22番押田委員。7号、8号につきましては、21番山田委員。9号につきましては、6番藤田委員。10号につきましては、8番加藤真純委員。11号につきましては、11番芳賀委員。12号から15号につきましては10番大内委員。

ここで所有権の移転の3号と利用権の設定の6号、8号、9号について農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求める案件ですので先に諮りたいと思います。はじめに所有権の移転の3号につきまして、[]番[]委員の案件ですので一時退席を求めます。

（[]番[]委員 一時退席）

○議長（小野会長）

それでは、3号の内容説明について14番羽石委員お願いします。

○14番 羽石委員

はい、説明いたします。[]さんの隣接地で長いこと[]さんから賃貸を受けた畑ですが更新時期を迎えて売買したいということで[]さんに調整されました。不可耕地は[]円となっています。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

それでは、議案第6号の所有権の移転の3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第6号の所有権の移転の3号を原案のとおり許可することに決定します。

(番 委員 着席)

○議長（小野会長）

続きまして、議案第6号の利用権の設定の6号と9号につきまして、 の案件ですので である 委員、 委員、 委員、 委員の一時退席を求めます。

(番 委員、 番 委員、 番 委員、 番 委員 一時退席)

○議長（小野会長）

それでは利用権の設定の6号の内容説明につきましては、22番押田委員お願いします。

○22番 押田委員

説明します。 さんですが、2年ほど前から搾乳を止めて現在は和牛をやっています。奥さんの方も病気で体調のこともあり、数年を目途に処分したいという考えの中、今回の にあたるところは残したいということですので5年という期間になっています。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして利用権の設定の9号につきまして、6番藤田委員お願いします。

○6番 藤田委員

ご説明します。この件につきましては期限到来により同一条件でまた5年間の再設定となります。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

それでは、議案第6号の利用権の設定の6号と9号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第6号の利用権の設定の6号と9号を原案のとおり許可することに決定します。

（ 番 委員、 番 委員、 番 委員、 番 委員 着席）

続いて利用権の設定の8号につきまして、 番 委員の案件ですので一時退席を求めます。

（ 番 委員 一時退席）

○議長（小野会長）

それでは、8号の内容説明について21番山田委員お願いします。

○21番 山田委員

それでは説明します。 さんですが30年ほど前に を亡くされ離農されました。以後、何人かの人に賃貸しています。7号の さんが賃貸されていたのですが後継者がいないことで今回は賃貸しないことで5月総会では全地 さんが賃貸することで承認をいただいたものです。その後、 さんの が後継者になるということで経営規模を拡大するために 町くらいの草地を増やしたいという相談を受け、 さんに相談したところ快く3分の1くらいの 町 反を さんに、残りの 町 反を さんが5年間の賃貸で再度設定するものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

それでは、議案第6号の利用権の設定の8号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第6号の利用権の設定の8号を原案のとおり許可することに決定します。

（ 番 委員 着席）

○議長（小野会長）

それでは、所有権の移転の1号につきまして6番藤田委員お願いします。

○6番 藤田委員

はい、ご説明します。1号の さんですが一昨年、時効取得した農地について調整した結果、隣接する さんが取得することになったものですのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして2号を10番大内委員お願いします。

○10番 大内委員

議案第1号で合意解約された案件で、[]さんが[]さんから借りていた土地ですが、今回合意解約して[]さんが買い取ることになりましたのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして4号を20番浦山委員お願いします。

○20番 浦山委員

はい、説明いたします。[]さんでありますけれども3月をもって休農されました。大半の農地の所有名義はお父さん名義であります。今回、[]さん名義の部分について売買をするということで隣接する[]さんということになりました。周辺農家との調整もついておりますのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

それでは、利用権の設定の3号から5号につきまして、22番押田委員お願いします。

○22番 押田委員

3、4、5号ですが、先ほどの[]さんの将来的に農地を手放すという大前提の2年契約です。4号の[]さんは12月31日までとなっておりますが1月1日から新規就農が入りその新規就農者の方が[]さんの土地を所有したいという方ですので、この年は[]さんに借りていただくことになっています。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

7号につきましては先ほど8号と併せて山田委員から説明がありました。退席されていた[]委員におきましても内容を承知していますので、10号につきまして、8番加藤真純委員お願いします。

○8番 加藤真純委員

説明いたします。議案第1号の4号で解約のあった土地をこの度[]さんに賃貸借する案件であります。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして11号を11番芳賀委員お願いします。

○11番 芳賀委員

はい、これは継続案件です。飛び地を隣接者に貸しているもので、同じ条件で5年間再設定したいというものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして12号から15号までを10番大内委員お願いします。

○10番 大内委員

[]さんですが3月で搾乳を中止されまして、所有地全地を賃貸することになりました。これら4件の方々は皆それぞれ頑張っている方です

ので、よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

はい、それでは議案第6号につきまして委員説明が終わりました。ここで議案第6号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第6号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第13 議案第7号

○議長（小野会長）

日程第13 議案第7号「現況証明願いについて」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第7号 現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9の4の規定により証明する。

今月は1件の申請がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、[]—[]、面積4,865㎡。利用状況、山林。
所有者、[]番地の[]、[]。

以上で議案第7号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第7号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。13番小島委員お願いします。

○13番 小島委員

はい、6月11日に現地を見てまいりました。この土地の公簿地目は一筆で牧場となっていたのですが、4反分くらい山林部分を分筆して分けたいという話でした。山林については隣に[]さんという運送屋さんがありまして、将来的にはそちらに贈与か売買する予定であるという話でした。特に問題ないと見てまいりました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

はい、議案第7号の委員説明が終わりました。ここで議案第7号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第7号を原案のとおり許可することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（小野会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第13回総会を閉会します。